

6 英国

6-1 概要

英国（イングランド、スコットランド、ウェールズ）は、欧州連合（EU）との離脱協定に基づき、2020年1月31日にEUから離脱した。離脱に伴い、それまで実施されていたEU木材規制（EUTR）は英国では適用されなくなり、新たに制定されたUK木材規則（UKTR）が2021年1月1日から適用されている。

UKTRにおけるデュー・デリジェンスの要件など制度の内容はEUTRと基本的に同じである。またリスクベースによる英国政府のUKTR施行アプローチもEUTR実施時と基本的に同じである。

過去の林野庁によるクリーンウッド法関連の情報収集事業において、英国に関する情報は、平成30年度事業による報告書にまとめられ、林野庁「クリーンウッド・ナビ」で公開されている¹²⁷。2019年までに施行された法令等とEUTRの施行については既存の報告書で解説されているため、本報告書ではUKTRを中心に、2020年以降に施行された法令と関連する情報及び民間企業によるリスク低減措置に関する事例を収集した。

6-2 違法伐採対策関連法令の更新情報

6-2-1 UK木材規則

英国は、EUとの離脱協定に基づき2020年1月31日にEUを離脱した。EU離脱に伴って、EU木材規則（EU Timber Regulation, EUTR）は、英国では適用されなくなり、離脱に伴って新たに改正されたUK木材規則（UK Timber Regulation, UKTR）が2021年1月1日から適用されている。ただし、EU（離脱）法及び北アイルランド議定書に従い、北アイルランドに限っては、移行期間終了以降もEUTRが適用される。

EU離脱に伴って改正されたUKTRは、法律として一つの文書に統合されていない。全文を見るには、「EUTR」と「その国内法として2013年に制定された旧UK Timber Regulation」（付属資料6.1）をベースに、以下の修正箇所を示した法令で、EUTRのどの部分が離脱によって改正されたかを参照する形になっている。

- 「木材・木材製品及びFLEGT（EU離脱）規則2018年版（The Timber and Timber Products and FLEGT（EU Exit）Regulations 2018（legislation.gov.uk）」（付属資料6.2）
- 「木材・木材製品及びFLEGT（改正）（EU離脱）規則2020年版（The Timber and Timber Products and FLEGT（Amendment）（EU Exit）Regulations 2020（legislation.gov.uk）」（付属資料6.3）

UKTRは、違法伐採木材・木材製品を英国市場に入れることを禁止しており、輸入事業者は、違法伐採木材が英国市場に入るリスクを最小限にするためにデュー・デリジェンスを実施しなけ

¹²⁷ 平成30年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書抜粋版（イギリス）：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-4-eng.pdf>及び民間企業のEUTRに対する取組（イギリス）：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-7-4-swe.pdf>

ればならない。木材関連事業者等の区分やデュー・デリジェンスの要件、対象とする木材製品等の内容は EUTR と基本的に同じである。UKTR の内容を下記に取りまとめる。

6-2-1-1 オペレーターとトレーダーの区分及び課せられた義務

UKTR は、EUTR と同じく、木材関連事業者をオペレーターとトレーダーに区分し、それぞれの義務を定める（表 6.1）。

表 6.1 UKTR におけるオペレーターとトレーダーの区分と義務

区分	定義	義務
オペレーター	木材・木材製品を英国市場へ最初に出荷する事業者	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採木材が英国市場に入るリスクを最小にするためのデュー・デリジェンスを実施する。 使用するデュー・デリジェンス・システムを管理し、定期的に評価を行う。
トレーダー	市場へ既に出荷されている木材・木材製品を市場で販売又は購入する取引業者	<ul style="list-style-type: none"> 木材・木材製品の購入先となったオペレーター又はトレーダーを示した記録を最低 5 年間保存する。 該当する場合には、木材・木材製品の販売先となったトレーダーを特定する。

出典：OPSS (2021) ¹²⁸

オペレーターとトレーダーの区分及び課せられる要件は EUTR と同じである¹²⁹。ただし、UKTR では、オペレーターが、EU 市場ではなく、英国市場に最初に出荷する木材輸入事業者が対象になった。つまり、EU 諸国からイギリスに輸入される木材・木材製品についてもデュー・デリジェンス実施の対象となる。

6-2-1-2 デュー・デリジェンスの要件

オペレーターは、独自のデュー・デリジェンス・システムを開発することも、認定された監視団体 (Monitoring Organisation) ¹³⁰が提供するシステムを利用することもできる。

デュー・デリジェンス・システムは、「情報収集」、「リスク評価」、そして該当する場合は「リスク低減」の 3 段階で構成される。デュー・デリジェンスは予防的措置であり、木材・木材製品が

¹²⁸ OPSS (2021) Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013, as amended Guidance on the UK Timber Regulations, January 2021. Office for Product Safety & Standards (OPSS), Department for Business, Energy and Industrial Strategy

¹²⁹ EUTR におけるオペレーターとトレーダーの区分とデュー・デリジェンスに関する要件は『林野庁「クリーンウッド・ナビ：EU の合法伐採木材等の流通・利用促進の取組」を参照：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/eutr.html>

¹³⁰ 英国では 1 団体 (Soil Associations) が監視団体として登録されている。監視団体の役割については『平成 30 年度林野庁委託事業『クリーンウッド』利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書 抜粋版 (イギリス)』を参照：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-4-eng.pdf>

英国市場に出荷される前に実施されなければならない。オペレーターは、収集した情報に基づきリスク評価を行い、違法伐採木材がサプライチェーンに流入するリスクは無視できるレベルだと判断した場合、製品を英国市場に出荷することができる。リスクが無視できない場合、オペレーターはそのリスクを低減する手段を取らなければならない。リスクが無視できるレベルまで軽減されない限り製品を英国市場に出荷することはできない。

英国政府が作成した UKTR に関する解説資料¹³¹を基に、UKTR で適用されるデュー・デリジェンス・システムの概要と「情報収集」、「リスク評価」、「リスク低減」の各段階について説明する。

1) 情報収集

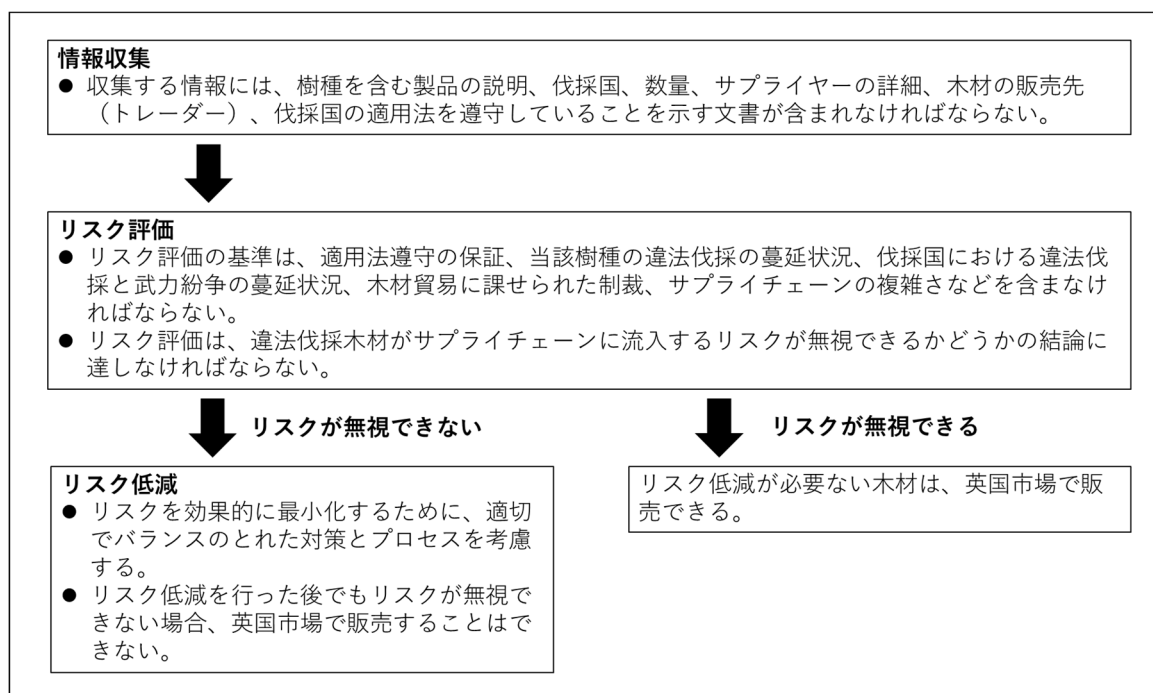


図 6.1 UKTR で適用されるデュー・デリジェンス・システム概要

出典：OPSS (2021) ¹

オペレーターは、市場に出荷しようとしている木材・木材製品に関連する情報を収集しなければならない。収集すべき主な情報を表 6.2 に示す。

表 6.2 情報収集

情報	説明
製品の説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品の商品名と種類だけでなく、使用された木材樹種の一般名と、該当する場合はその完全な学名が含まれていなければならない。 ● 複数の樹種が使われている場合は、すべての樹種が特定されなければならない。 ● 必要な情報を含む文書の例としては、インボイスや関連文書が挙げられる。

¹³¹ OPSS (2021) 前掲

伐採国	<ul style="list-style-type: none"> 伐採国を特定しなければならない。 該当する場合、州や県などの地域と伐採コンセッションを特定しなければならない。適用される法律は、準国地域、場合によってはコンセッションによって異なる可能性がある。 伐採国、準国地域、伐採コンセッションは地図上に記録すべきである。
量	<ul style="list-style-type: none"> 木材の数量は、体積、重量、個数で申告する必要がある。 この情報は、船荷証券、その他の通関・貿易書類、請求書などの書類に記載されている。
サプライヤーの名前と住所	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンのトレーサビリティを確保するためにサプライヤー情報を記録しなければならない。
木材の販売先であるトレーダーの名前と住所	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンの追跡性を確保するために販売先情報を記録しなければならない。 木材が公的機関に販売された場合、この情報は不要である。
適用法への遵守を示す文書	<ul style="list-style-type: none"> 木材が合法的に伐採されたものであることを証明しなければならない。 UKTR は、適用法が地域によって大きく異なることを認識しており、遵守すべき法律を指定していない。しかし、合法性を証明するためには、伐採国、州や県などの地域、場合によってはコンセッションを特定することが重要である。それによって、法遵守を検証するために必要な文書を確保することができる 適用される法律に遵守していることを示す文書の完全なリストを提供することは不可能であるが、例として以下の文書を挙げる。 <ul style="list-style-type: none"> コンセッションライセンス 森林管理計画 適用される税金と関税の支払い証明書 伐採許可量と輸送書類 伐採許可証

出典：OPSS (2021) ¹³²

2) リスク評価

オペレーターは必要な情報を全て収集した後、リスク評価を実施しなければならない。リスク評価で考慮すべき要素を表 6.3 に示す。

表 6.3 リスク評価

リスク基準	説明
適用法遵守の保障	<ul style="list-style-type: none"> 木材が伐採国の適用法に従って伐採されたかどうか、また該当する場合は、州や県などの地域やコンセッションに適用される法律に従って伐採されたかどうか評価する。 法遵守の証明は、伐採の権利を示す文書を用いて行われる。以下の

¹³² OPSS (2021) 前掲

	<p>点について考慮し、入手した文書の評価を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書は製品に関連しているものか？ 例えば、伐採許可証を入手した場合、評価対象の木材がその許可証に明記されている場所から伐採されたものであることを証明する必要がある。 ・ 文書は最近発行されたものか、原本か、検証可能なものか？ 文書の発行時期が古い場合や原本のコピーである場合は、特に注意が必要である。文書の真正性を確認するための措置を講じなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● オペレーターは、適用法の遵守をカバーする認証又は第三者検証制度の利用を手法として含める事が出来る。認証製品には、一般に、認証組織の名称を記載したラベルが貼付される。オペレーターは、認証書を発行した第三者機関が十分な資格を持ち、認証スキーム及び関連する機関と良好な関係にあることを確認する必要がある。
<p>特定の樹種の違法伐採頻度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● オペレーターは、製品に含まれる樹種の違法伐採に関するリスクを評価しなければならない。 ● 樹種リスクに関する決定的な情報源は存在しない。特定の樹種の違法伐採リスクを評価するには、以下の情報源へのアクセスが含まれるが、これらに限定されない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット ・ 絶滅危惧種を保護するために活動する組織（例えば市民社会）が作成した資料や国際自然保護連合の IUCN 絶滅危惧種レッドリスト¹³³ ・ ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約：CITES）のチェックリスト¹³⁴
<p>伐採国における違法伐採蔓延、又は武装紛争の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ある国における違法伐採や違法行為の蔓延に関する決定的な情報源は存在しない。オペレーターは伐採国を調査する必要がある。 ● 違法行為は、違法伐採だけでなくその後の加工や輸送における違法伐採材のロンダリングなど、木材サプライチェーンのどの段階でも起こり得る。 ● サプライチェーンに複数の国又は州や県などの準国地域が含まれる場合、それぞれの国や地域について評価しなければならない。 ● 国又は地域内に武力紛争がある場合、注意を払う必要がある。紛争に関する情報は、Council of Foreign Relations の Global Conflict Tracker¹³⁵や New Humanitarian¹³⁶等、様々な組織によって発表されている。しかしながら、これらの情報源が必ずしも包括的であったり、最新であったりしないことに留意する必要がある。 ● 腐敗認識指数 (CPI) を確認し、サプライチェーンにおける伐採や加工に腐敗がどのように関係しているかを検討するべきである。オペ

¹³³ <https://www.iucnredlist.org/ja>

¹³⁴ <https://checklist.cites.org/#/en>

¹³⁵ <https://www.cfr.org/global-conflict-tracker>

¹³⁶ <https://www.thenewhumanitarian.org/maps-and-graphics/2017/04/04/updated-mapped-world-war>

	<p>レーターは、製品の原産地における汚職レベルを確認するために、可能な限り多くの情報源を活用すべきである。情報源は、以下を含むが、これらに限定されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット ・ NGO の報告書 ・ 特定の国で活動する独立した監視組織
木材貿易に関する制裁措置	<ul style="list-style-type: none"> ● サプライチェーンに含まれる国の木材の輸入又は輸出が、国連安全保障理事会又は英国政府から、制裁が課せられているかどうか確認しなければならない。
サプライチェーンの複雑さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 伐採地からオペレーターまでの間に加工業者や仲介業者が多いほど、また製品に使用される樹種が多いほど、サプライチェーンは複雑になる。 ● 違法に伐採された木材が混ざっていないことを証明するため、各ポイントでの透明性が必要となる。 ● サプライチェーンのマッピングやサプライチェーンの評価に基づき、製品の合法性を確保するための適切な措置が講じられていることを証明する必要がある。

出典：OPSS (2021) ¹³⁷

3) リスク低減

リスク低減措置は様々であり、対策はリスクの性質によって異なる。あるリスクを低減するためのアプローチは、別のリスクを低減するためには有効でない場合がある。したがって、特定した各リスクに最適な行動を選択することが不可欠である。リスクを軽減するために取るべき行動には、以下のようなものがあるが、これらに限定されるものではない。

- 伐採から輸送までのサプライチェーンのマッピングを行い、追加で認証/検証された文書を要求する。
- 森林管理計画に関する文書を入手し、その遵守を検証する。
- 木材検査を実施し、使用された樹種や伐採地を確認する。
- 現場でサプライチェーンの監査を行う。
- CoC (chain of custody : 管理の連鎖) を評価する。
- リスク低減に重点を置いた第三者検証を利用する。
- サプライヤーを変更する。新規のサプライヤーは、リスク評価を行い、調達する製品のリスクが無視できることを確認する必要がある。

6-2-1-3 対象とする木材・木材製品

UKTR が適用される木材・木材製品は、輸出入統計品目番号 (HS コード) にて指定されており、対象は EUTR と同じである。また、以下の場合においてデュー・デリジェンスは免除される。

- イギリスとの自主的パートナーシップ協定 (Voluntary Partnership Agreement, VPA) を締結

¹³⁷ OPSS (2021) 前掲

した国¹³⁸からの輸入で、「森林法施行・ガバナンス・貿易 (Forest Law Enforcement, Governance and Trade, FLEGT)」¹³⁹ライセンスを伴う木材・木材製品

- 有効な CITES (ワシントン条約) 許可証が添付された木材・木材製品

6-2-2 2021 年環境法付属第 17：商業活動における森林リスク商品の使用

英国政府は、英国のサプライチェーンにおける違法な森林減少に取り組むため、2021 年環境法を (Environmental Act 2021) 制定した。その付属第 17「商業活動における森林リスク商品の利用」によって、生産国の法制度を遵守せずに生産された商品 (forest risk commodities, 森林リスク商品) を英国国内で販売することを禁止し、該当する事業者に対しデュー・デリジェンス・システムの導入を義務付けることを決定した。この規制は、イギリスのサプライチェーンの持続可能性を向上させるための幅広い政策パッケージの 1 つとして位置付けられており、熱帯林やその他の生態系保護を目的とする国際的な取組に貢献することが期待される。

2021 年環境法付属第 17 の詳細を効果的に設計するために、英国政府は 2021 年 12 月 3 日から 2022 年 3 月 11 日の期間、パブリック・コンサルテーションを実施し、以下の点について意見を求めた。

- 規制の対象とすべき森林リスク商品
- 規制の対象とすべき事業者
- デュー・デリジェンスに関する要件と報告内容
- 実施方法

英国政府は、パブリック・コンサルテーションの結果を 2022 年 6 月に公開した。様々な団体や個人から合計 16,838 件の回答が寄せられた。回答の多くは、英国のサプライチェーンが関連する違法な森林減少に取り組むために、政府が迅速に行動する必要があるという意見であった。パブリック・コンサルテーションの結果を受け、英国政府は、2021 年環境法におけるデュー・デリジェンスの規定を、二次法を通じて早急に実施する方針を明らかにした。

ただし、木材と木材製品の輸入は UKTR によってすでに規定されており、違法に伐採された木材製品の輸入はすでに禁止されていることから (UKTR 以前には、EUTR を実施していた)、2021 環境法による影響はないと考えられる。2021 環境法付属第 17 は、「この規則は、木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた 2010 年 10 月 20 日付欧州議会及び理事会規則 (EU) 第 995/2010 号 の意味において、木材及び木材製品を特定することはできない。」と記している。

¹³⁸ 2022 年 12 月時点でイギリスはインドネシアと VPA を締結している。

¹³⁹ 欧州委員会 (European Commission: EC) は 2003 年に「森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) に関する EU 行動計画」を策定した。これに基づき、EU と FLEGT VPA を提携し、木材合法性確認システム (TLAS) を確立したパートナー国からの木材に対しては、FLEGT ライセンス材が発行される。FLEGT ライセンス材については平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業 報告書の「インドネシア」を参照；https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r3/r3report_3.pdf

6-3 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査

6-3-1 UK 木材規則の実施状況

UKTR の責任政府機関は、EUTR の管轄官庁であったビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department for Business, Energy and Industrial Strategy : BEIS) の製品安全・基準局 (Office for Product Safety and Standards : OPSS) である。

UKTR の施行に関しては、EUTR 実施時と同様のリスクベースアプローチと罰則規定を採用している¹⁴⁰。

オペレーターの検査は、リスクベースで実施され、違法伐採のリスクが高いと考えられる製品タイプ、樹種、国に焦点を当て、該当する事業者を選定して検査を行う。OPSS のヒアリングによると、OPSS はリスクを検討するために NGO 等の報告書を参考にしており、高リスク製品の例として合板を挙げている。また、リスク国には、中国などの木材加工国も含まれる。例えば、ソロモン諸島産の違法な熱帯広葉樹丸太が中国に輸出され、現地で加工された後、英国に製品が輸出されるリスクがあると考えている。検査の影響を最大化するために、検査対象事業者の選定基準として、事業者の取扱量や取引先の数も考慮される。

OPSS は、検査対象となるオペレーターを選定後、一定期間の全輸入品の概要情報を提出するよう要請し、その中から特にリスクが高いと考えられる製品輸入を選んで立ち入り検査を行う。また、事前通知なしに立ち入り検査を実施する場合もある。

OPSS は違反の程度を考慮して、EUTR 実施時と同様に、以下の 3 段階の罰則を適用している。

- 警告書：軽度の違反行為に対して適用する。
- 是正措置の通告：違反行為（デュー・デリジェンス・システムを構築・維持していない）に対して適用する。是正措置を特定し、一定期間内に措置を行うことを要求する。
- 起訴：デュー・デリジェンス・システム使用の継続的拒否や是正措置の通告に対する違反に適用する。上限のない罰則金、又は最大 2 年間の懲役刑が適用される。

OPSS によると、起訴された場合、罰金は 1 回につき約 5,000 ポンドで、さらに検査コストもオペレーターの負担になる。警告書発行の場合には公開されないが、是正措置の通告と起訴の場合は、企業名とその内容が公表される。2020 年以降の違反事例を表 6.4 にとりまとめる。

表 6.4 UKTR の違反事例 (2020 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

日付	罰則タイプ	木材タイプ	輸入国	違反内容
2020 年 7 月	是正措置の通告	MDF から作られたベッドフレーム	中国	● 使用された木材が合法的に伐採されたものであることを確認するための措置を怠った。
2021 年 6 月	起訴 (5,000 ポンドの罰金と	サイドボード	中国	● 使用された木材の樹種と合法的に伐採されたことを示す文書の

¹⁴⁰ 詳細は「平成 30 年度林野庁委託事業『クリーンウッド』利用推進事業のうち 追加的措置の先進事例収集事業報告書 抜粋版 (イギリス)」を参照：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-4-eng.pdf>

	10,104.48 ポンドの費用、合計15,104.48 ポンドの支払い)			<ul style="list-style-type: none"> • 特定を怠った。 • 当該事業者は、是正措置の通告の以前に受けていたが改善が行われなかった。
2021年9月	是正措置の通告	ウッドチップ	ウクライナ	<ul style="list-style-type: none"> • 使用された木材の樹種、伐採国、伐採の合法性を示す文書の特定を怠った。
2021年9月	是正措置の通告	ペレット	ロシア	<ul style="list-style-type: none"> • 使用された木材の樹種、伐採国、伐採の合法性を示す文書の特定を怠った。 • 違法に伐採された木材がサプライチェーンに入るリスクを低減させる措置を怠った。
2021年9月	是正措置の通告	針葉樹ブリケット状のもの	ロシア	<ul style="list-style-type: none"> • 使用された木材の樹種、伐採国、伐採の合法性を示す文書の特定を怠った。 • 違法に伐採された木材がサプライチェーンに入るリスクを低減させる措置を怠った。
2022年3月3日	是正措置の通告	ペレット	ロシア	<ul style="list-style-type: none"> • 使用された木材の樹種、伐採国、伐採の合法性を証明する書類を特定することを怠った。 • 違法に伐採された木材がサプライチェーンに入るリスクを低減させる措置を怠った。
2022年3月28日	是正措置の通告	ペレット	ロシア	<ul style="list-style-type: none"> • 使用された木材の樹種、伐採国、伐採の合法性を証明する書類を特定することを怠った。 • 違法に伐採された木材がサプライチェーンに入るリスクを低減させる措置を怠った。

出典：OPSS ウェブサイト¹⁴¹

6-3-2 リスク低減に関する国等の取組の実施状況

OPSS は、違法木材の輸入を防止するために木材関連事業者に対するガイダンスの作成や、セミナーの開催、業界団体との対話などの活動を行っている。

OPSS は、違法木材の輸入を防止するために木材関連事業者に対するガイダンスの作成や、セミナーの開催、業界団体との対話などの活動を行っている。

¹⁴¹ <https://www.gov.uk/government/publications/opss-enforcement-actions>

6-3-2-1 UK 木材規則のガイダンス

OPSS は、UKTR の全般を説明したガイダンス¹⁴²を 2021 年 1 月に作成した。表 6.5 にガイダンスの構成と内容を示す。

表 6.5 UKTR のガイダンスの構成と内容

ガイダンスの項目	内容
背景	<ul style="list-style-type: none"> UKTR 成立の背景を説明
スコープ	<ul style="list-style-type: none"> UKTR の対象とする事業者（トレーダー、オペレーター）と木材製品を説明
トレーダーの義務	<ul style="list-style-type: none"> トレーダーの義務を説明
オペレーターの義務	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターの義務を説明
リスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採木材のリスクレベルの推定方法と、例を示してリスク低減措置を説明 特定したリスクに応じて、以下のリスク低減措置をとる（場合によっては組み合わせる）ことができると説明： <ul style="list-style-type: none"> 森林管理、サプライチェーン、サプライヤーに関する追加情報の要求 第三者機関の利用 イギリスや国際基準を満たす独立監査システムの利用と報告書の入手 科学的検査の利用 自社によるサプライヤーの検査
リサイクル木材と製品	<ul style="list-style-type: none"> UKTR の対象外となるリサイクル木材と製品についてとその証明方法について説明
紛争木材	<ul style="list-style-type: none"> 紛争木材のリスク評価方法と取扱いについて説明
裏づけのある懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> 第三者が、特定の企業の UKTR 不遵守に関する懸念を OPSS に報告する場合の手順等を説明
OPSS の役割	<ul style="list-style-type: none"> OPSS の役割について説明

6-3-2-2 デュー・デリジェンス・ガイド

OPSS 政府は、オペレーターが UKTR で要求されるデュー・デリジェンスの実施を支援するためにガイダンス¹⁴³を作成した。ガイダンスの日本語翻訳版を付属資料 6.4 に掲載する。ガイダンス

¹⁴² UKTR のガイダンス：<https://www.gov.uk/guidance/regulations-timber-and-flegt-licences>

¹⁴³ デュー・デリジェンス・ガイドは以下のリンクからダウンロードできる：<https://www.gov.uk/guidance/regulations-timber-and-flegt-licences>

は「情報へのアクセス」、「リスク評価」、「リスク低減」について説明し、オペレーターがデュー・デリジェンスを実施する際に利用できるフォームと参考事例を提供する。ガイダンスは義務ではなく、参照資料という位置づけとなっている。

OPSS は、デュー・デリジェンス・システムを構成する全ての情報と書類について、アクセス可能なポートフォリオに収め、可能であれば時系列に並べ、各情報／文書が「情報収集」、「リスク評価」、「リスク低減」のどれに該当するのかわかるラベルを付けることを推奨する。またリスクレベルに関する判断とその理由を記録しておくことが重要であると強調する。

6-3-2-3 OPSS のその他の活動

上述のガイダンスの他に、OPSS は地域及び製品タイプ毎にワークショップを開催し、違法伐採木材リスクの特定とリスク低減措置について関連事業者の認識と能力強化を図っている。2022年には、燃料用木材と合板の輸入に関するデュー・デリジェンスについてワークショップを開催した。

さらに、OPSS は、UKTR 実施を強化するために業界団体に積極的に働きかけている。2022年には、木材関連事業者の業界団体であるイギリス木材貿易連合 (UK Timber Trade Federation, UK TTF) や英小売連合 (British Retail Consortium, BRC)、ヨットの業界団体などの会合に参加し、UKTR に関して発表を行った。また、OPSS は木材専門家パネルを設立し、政府機関である環境・食糧・農村地域省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs, DEFRA)、UK TTF、大手の小売業者等が参加している。

6-3-3 事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

事例を調査するために、業界団体であるイギリス木材貿易連合 (UK Timber Trade Federation, UK TTF) と4事業者 (オペレーター) にヒアリング調査を行った。4事業者は UK TTF の加盟企業である。

6-3-3-1 業界団体の取組：イギリス木材貿易連合

イギリス木材貿易連合 (UK Timber Trade Federation, UK TTF) は、イギリスに拠点を置く木材業界団体で、木材と木材製品を取り扱う輸入業者、商社、代理店、メーカーなどが加盟し、加盟企業の売上高は、英国木材産業全体の約 80% を占める¹⁴⁴。UK TTF は、会員事業者に対してデュー・デリジェンス・システムとツールを提供し、さらに各会員が適切にデュー・デリジェンスを実施したかどうか独立第三者機関 (Soil Associations) と契約して毎年監査を行っている。UK TTF の取組と会員企業に提供するデュー・デリジェンス・システムとツールについては、平成 30 年度林野庁委託事業で取りまとめられ、「クリーンウッド・ナビ」で公開されている¹⁴⁵。

¹⁴⁴ UK TTF は Timber Research and Development Association (TRADA) と合併し、新たに Timber Development UK (T DUK) 形成した。ただし、ヒアリング時 (2022 年 10 月) には、別々の組織として運営されていた：<https://timberdevelopment.uk/>

¹⁴⁵ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-4-4-eng.pdf>

6-3-3-2 事業者の取組

1) A社

(1) 事業概要

- 丸太と製材の輸入販売

(2) 輸入先

- 米国、カナダ、フランス、デンマーク、ポーランド、ドイツ、オランダ、ノルウェー、コンゴ共和国、ガボン、カメルーン、コートジボアール、マレーシア、インドネシア、中南米諸国

(3) 輸入木材製品

- 丸太と製材

(4) アフリカ諸国からの輸入木材樹種

- イロコ (Iroko)、イディグボ (Idigbo)、オベチェ (Obeche)、サペリ (Sapele)、ユティレ (Utile) ウェンジ (Wenge) 等の熱帯広葉樹

(5) デュー・デリジェンスの体制とシステム

- 2人の専属スタッフを配置
- UK TTF のデュー・デリジェンス・システム、フォーマットと監査制度を活用
- サプライチェーンマッピングを重視
- 入荷ごとにデュー・デリジェンスを実施
- 新規サプライヤーの場合、スタッフを送ってサプライヤーに対して面談を実施

(6) デュー・デリジェンス (アフリカ諸国から熱帯広葉樹を輸入する場合)

情報収集	<ul style="list-style-type: none">原産国によって書類は異なるが、基本的にコンセッション契約書類、年間伐採許可書を収集する。証拠書類をもとに、伐採源である森林までのサプライチェーンの各段階を特定する。
リスク評価	<ul style="list-style-type: none">NGO の報告書、Open Timber Portal¹⁴⁶、BV Rio の国別デュー・デリジェンス・ガイドライン¹⁴⁷を活用する。コンゴ共和国では Global Forest Watch (GFW)¹⁴⁸を活用し、対象地域の森

¹⁴⁶ 合法木材の生産と貿易を促進するために世界資源研究所 (World Resources Institute: WRI) が開発した情報プラットフォーム。アフリカ諸国の伐採事業者リストと各事業者が自主的にアップロードした木材の合法性に関する書類等が掲載される。一部日本語訳がある：<https://opentimberportal.org/about>

¹⁴⁷ BV Rio の国別デュー・デリジェンス・ガイドライン：<https://www.bvrio.com/plataforma/plataforma/manuais.do>

¹⁴⁸ Google マップを基に、地球規模での森林面積の動態を可視化して提供する。任意の期間や地域を選択し、森林面積の減少や増加を確認することが可能である：<https://www.globalforestwatch.org/>

	林減少について確認する。
リスク低減	<ul style="list-style-type: none"> ● FSC 認証材を活用する。 ● 認証材が使えない場合、以下の合法性検証制度を活用する。 ● Bureau Veritas Timber Legality Origin (OLB) ● Preferred by Nature の LegalSource Standard ● SGS Timber Legality & Traceability Verification (TLTV)

2) B社

(1) 事業概要

- 木材輸入代理店

(2) 輸入先

- 50 か国以上、34 のサプライヤーから調達
- アフリカ、ヨーロッパ、東南アジア、北アメリカ、南アメリカ、ニュージーランド

(3) 輸入木材製品

- 内外装用ドア、家具、木材部品、合板（東南アジア産の熱帯広葉樹合板、その他広葉樹合板、MDO 合板、針葉樹合板、突き板合板）

(4) 輸入樹種

(情報提供なし)

(5) デュー・デリジェンスの体制とシステム

- 1 人の専属スタッフを配置
- UK TTF のデュー・デリジェンス・システム、フォーマットと監査制度を活用
- サプライチェーンマッピングの重視

(6) デュー・デリジェンス

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ● サプライチェーンマッピングの根拠となる文書（インボイス、伐採許可、認証文書当）、関連情報とデータ（写真、地理的情報）を収集し、保存する。これら情報は監査のために必要なだけでなく、顧客に提供する。 ● Track Record Global などの民間企業のサービスを利用してサプライチェーンや ESG（環境・社会・ガバナンス）に関連するデータを入手する。
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 証拠書類をもとに、伐採源である森林までのサプライチェーンの各段階を特定し、リスクを評価する。 ● Preferred by Nature や Forest Trends 等の報告書のレビューを行う。 ● 木材サプライチェーン、環境や人権問題に詳しい NGO と対話を行う。

リスク低減	<ul style="list-style-type: none"> • サプライヤーを訪問し、UKTR と自社のデュー・デリジェンス・システムについて説明する。 • サプライヤーとよい関係を構築し、提供される情報の信頼性を高める。 • 認証を活用する。
-------	--

3) C社

(1) 事業概要

- ブラジルの木材を専門に扱う木材企業
- 英国に本社、ブラジルに木材加工工場を有す
- 英国だけでなく米国、フランス、ドイツ、ポーランド等でブラジル産木材を販売

(2) 輸入先

- ブラジル

(3) 輸入木材製品

- ウッドデッキ、床材、製材、合板

(4) 輸入樹種

- 天然木：ジャトバ (Jatobá) とクマル (Cumarú)
- 植林木：チークとユーカリ

(5) デュー・デリジェンスの体制とシステム

- UK TTF のデュー・デリジェンス・システム、フォーマットと監査制度を活用
- サプライチェーンのトレーサビリティを確保 (天然木は切り株レベル¹⁴⁹、植林木は林分まで追跡する)
- クラウド・ストレージを利用した文書・データの管理
- 外部 (OPSS や NGO) に対して透明性を示す

(6) デュー・デリジェンス

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> • 丸太ごとに情報収集を行い、トレーサビリティを確保する • 情報収集の記録 (日付とサイン) を付ける。 • ブラジル人の現地スタッフを雇用する (情報収集力の向上、言語問題解決)。
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> • 伐採国の制度に精通する。

¹⁴⁹ 天然木の伐採は択伐方式で行われる。バーコードシステムを活用し、伐採樹木毎にマーキングと登録を行い、伐採した丸太にラベルを付け登録することで切り株レベルの追跡性が確保される。

	<ul style="list-style-type: none"> • ブラジルの業界団体や弁護士からインプットをもらう。 • 第3者に現地監査やサプライチェーン監査を依頼する。
リスク低減	<ul style="list-style-type: none"> • 森林認証制度を活用する。ただし、すべてが認証材ではない。 • 契約前に、サプライヤーを調査する。契約後は定期的に訪問し、よい関係を構築する。 • 樹種判別がつきにくい樹種は、他の樹種と混ざるリスクが無視できないため取り扱いをやめる。

4) D社

(1) 事業概要

- 広葉樹・針葉樹木材の輸入販売

(2) 輸入国

- 米国、カナダ、ヨーロッパ、マレーシア、インドネシア、ガーナ、コートジボアール、コンゴ共和国、カメルーン

(3) 輸入木材製品

- 丸太と製材

(4) 輸入樹種（アフリカ諸国）

- イロコ (Iroko)、イディグボ (Idigbo)、サペリ (Sapele)、ユティレ (Utile) ウェンジ (Wenge) 等

(5) デュー・デリジェンスの体制とシステム

- 1人の専属スタッフを配置
- UK TTF のデュー・デリジェンス・システム、フォーマットと監査制度を活用。OPSS のガイドランスも活用
- 自社調達方針の策定

(6) デュー・デリジェンス

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> • 伐採国によって文書は異なるが、基本的に伐採合意書、コンセッション文書やコンセッションマップ、丸太識別番号、インボイス、仕様書、 SHIPPING ドキュメントを収集する。 • （アフリカ諸国の場合）Open Timber Portal を活用する。 • 文書の翻訳を行う（Google 翻訳や専門家に依頼）。
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> • 外部専門家に依頼して入手文書を検証し、サプライチェーンマッピングを行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクのほとんどは、違法伐採丸太がサプライチェーンに混入したり、書類で申告されている地域以外から調達されたりすることである。 ● UK TTF の専門家の意見を聞く。 ● Preferred by Nature の Timber Chain が提供するサプライチェーンデータを活用する。 ● 森林減少率の高い地域は高リスクとみなす。
リスク低減	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹種の目視検査（樹種確認）と必要に応じて科学検査を活用する。ただし、安定同位体検査は非常に限定的である。カメルーン、北米は参照データがあるが、ガボン、ガーナ、コートジボワールの木材には利用できない。 ● 経験上、サプライヤー訪問時に適切な監査を行うことはできない。サプライチェーンに関する疑問や質問があれば、サプライヤーに質問する。追加情報としてサプライヤーの財務報告書を要求することもある。 ● 認証を利用する。 ● 各発注前にサプライチェーンのチェックを実施する。